

## 第29回広島大学経営協議会議事要録

日時 平成23年1月20日(木) 13時20分～14時02分

場所 広島大学学士会館(2階「レセプションホール」)

出席者 学外委員：有本，大歳，大南，小笠原，北島，佃の各委員  
学内委員：浅原，岡本，河本の各委員

列席者 上理事・副学長，山根理事・副学長，坂越副学長，西口監事，間田監事，坂下学長補佐，  
香川副理事，松浦副理事，土屋副理事，藤岡副理事，西田副理事，星野副理事，児島副理事，森  
副理事，山口副理事，高橋副理事，坂田副理事，竹内学長支援グループリーダー，  
西村法学部長，宜名眞経済学部長(代理)，吉栖医学部長，高田歯学部長，大塚薬学部長，  
樫原総合科学研究科長，山内文学研究科長，棚橋教育学研究科長(代理)，  
富岡社会科学部研究科長，出口理学研究科長，高萩先端物質科学研究科長，  
川真田保健学研究科長，江坂生物圏科学研究科長，小林医歯薬学総合研究科長，  
池田国際協力研究科長，神谷原爆放射線医科学研究所長，太田評価委員会委員長

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

(開会)

浅原学長から，開会に当たり挨拶及び委員の紹介があった。

(議事の1)

### ● 平成22年度補正予算について

(浅原学長提案，河本理事(財務・総務担当)説明，別紙1)

◇ 本年度当初予算編成以降，収入及び支出の増減が見込まれ，配分財源が生じること及び当初予算配分時には想定できなかった事由が生じている。

まず，今回増額する補正予算額は，16.58億円であり，当初予算(719.10億円)・前年度繰越(13.75億円)を合わせた補正後予算額は749.43億円となっている。

「収入の増減」の内訳については，大学分(学生納付金，間接経費，財務収入等の減により1.22億円の減)，病院分(診療報酬改定に伴う病院収入の増により14.39億円の増)，共通分(補助金収入，設備整備費補助金等の増により3.41億円の増)となっており，病院分については診療経費等として病院へ配分，共通分については各々の該当事項へ配分する予定である。また，「支出の増減」の内訳については，人件費予算，全学共通運営経費等の減額補正11.99億円の減，新規事項に活用できる配分財源10.76億円の増，病院分(病院収入の増に対応して)14.39億円の増，共通分(受託研究等収入，補助金収入等の増減に対応して)3.41億円の増となっている。「収入補正予算」の詳細については，別紙1(P2，P3)，「支出補正予算」の事項内訳については，別紙1(P4～6)のとおりである。

さらに，決算配分については，今後の収入実績，人件費及び全学共通運営経費等の支出実績等による過不足は，原則として翌年度に繰越すこととし，平成22年度決算後，平成23年度予算編成方針に基づき決算配分を行うものとする。なお，大学全体での決算剰余金が生じた場合には，その使途を霞キャンパス再整備事業(病院診療棟整備に係る設備整備事業など)の一部に充てることとしており，その際は，文部科学大臣に繰越申請する予定である。

以上のような提案・説明があり，審議の結果，原案どおり平成22年度補正予算を承認し，役員会へ付議することとした。

(報告の1)

### ● 平成23年度予算政府案等について(広島大学関係分)

(河本理事(財務・総務担当)報告，資料1)

◇ 平成 23 年度予算政府案等に盛り込まれた、本学の概算要求事項の内示概要等 (①組織整備計画 2 件, ②特別経費 19 件 (内, 新規 5 件, 継続 14 件) ③施設整備費補助金等 4 件) について報告があった。

また、平成 23 年度当初予算案は、今後策定する平成 23 年度予算編成方針に基づき、平成 23 年度政府予算案、法人本部事業計画予算案、部局等総枠予算案並びに直近の収入実績等を基に作成し、3 月開催予定の経営協議会及び役員会において諮る旨併せて報告があった。

### (報告の 2)

#### ● 平成 23 年度当初予算編成方針について

(河本理事 (財務・総務担当) 報告, 資料 2)

◇ 昨年文部科学省から伝達があった平成 23 年度政府予算案 (本学関係分) を踏まえ、平成 23 年度当初予算にかかる予算編成方針 (案) を作成中であり、その方向性について報告があった。

まず、大学改革促進係数の運用による運営費交付金の削減額は△2.58 億円であり、その対応については、共通人件費 (標準教員人件費を除く) 対前年度△1.0% (△1.09 億円)、大学分 (基盤的経費を除く物件費) 対前年度△1.5% (△0.83 億円)、病院分 (教育研究診療経費相当分) 対前年度△1.3% (△0.37 億円)、差額の△0.28 億円については、大学分の共通財源 (教育研究設備費等) で対応したい。

2 番目として、基盤的な教育研究経費の確保については、大学改革促進係数の運用による削減を行わず、配分単価の変更は行わない。なお、各部局等の人事計画に基づき、共通人件費の範囲内で雇用している特任教員を教育研究基盤経費の積算員数に含めることとしたい。

3 番目として、共通人件費予算の配分については、平成 22 年度補正後予算額を基礎として、削減必要額を控除した額を当初予算額とする。なお、人件費ポイントの柔軟な運用及び給与改定等に備えるため、平成 22 年度給与改定減影響額を人件費予備費 (2.1 億円) として確保したい。

最後に、授業料免除枠については、政府予算案に授業料免除枠の拡大が盛り込まれたことを受け、本学として 5.6 億円の配分を受けており、全額免除及び半額免除を含め、この免除額の措置については、現在、教育室において検討中であり、検討結果を踏まえ、当初予算編成方針に取り込んでいきたい。

### (報告の 3)

#### ● 職員給与規則の改正等について

(河本理事 (財務・総務担当) 報告, 資料 3)

◇ 第 28 回本会議 (平成 22 年 11 月 18 日開催) において、平成 23 年 1 月以降の導入を検討することとしていた「55 歳を超える職員への減額支給措置 (本給等の△1.5%)」への対応について、規則改正を行い、1 月 1 日から施行した旨の報告があった。

併せて、「55 歳を超える役員に対する減額支給措置 (本給等の△1.5%)」への対応については、①本学役員には、平成 18 年度給与構造改革に伴う差額支給を適用していないこと、地域手当を支給していないこと等、職員とは異なる報酬制度を適用していること。②国家公務員が指定職を減額支給措置の対象外としており、他の国立大学法人は役員に対する減額支給措置を導入しないと思われることから、本学が独自に導入した場合、外部からの登用及び人事交流による登用の際に影響が懸念されることに鑑み、減額支給措置を導入しないことにした旨の報告があった。

### (報告の 4)

#### ● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

(浅原学長報告, 資料 4)

◇ 広島大学経営協議会 (第 11 回～第 28 回) において学外委員から指摘のあった事項に対する本学の対応状況について、資料により報告があった。

### (その他)

次回以降の開催日について

第 30 回 平成 23 年 3 月 18 日 (金) 13:30～15:00

以 上